



老高発 0601 第 1 号
 老振発 0601 第 1 号
 老老発 0601 第 1 号
 平成 22 年 6 月 1 日

都道府県
 各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
 中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長



振興課長



老人保健課長



「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」の一部改正について

今般、「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」（平成 22 年 3 月 25 日、構造改革特別区域推進本部）を受け、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成 22 年厚生労働省令第 75 号）が平成 22 年 6 月 1 日公布され、同日から施行されたことに伴い、構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受け入れ事業」の一部が全国展開されたことを踏まえ、別添のとおり「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成 18 年 3 月 31 日付け老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号）を一部改正することとしたので、御了知の上、管下市町村及び関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

○指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

改正後 (案)	改正前
<p>第1 (略)</p> <p>第2 総論</p> <p>1, 2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型サービスと指定地域密着型介護予防サービスの一体的運営等について</p> <p>指定地域密着型サービスに該当する各事業を行う者が、指定地域密着型介護予防サービスに該当する各事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型サービスの各事業と指定地域密着型介護予防サービスの各事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合については、介護予防における各基準を満たすことによって、基準を満たしているとみなすことができるとされたが、その意義は次のとおりである。</p> <p>小規模多機能型居宅介護においては、指定地域密着型サービスにおいても、指定地域密着型介護予防サービスにおいても、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯には、常勤換算方法で、介護従業者を1人以上、訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1人以上配置しなければならないとされているが、例えば、通いサービスの利用者について、要介護の利用者が11人、要支援の利用者が4人である場合、それぞれが独立して基準を満たすためには、指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、通いサービスの提供に当たる介護従業者を4人、訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1人配置することが必要となり、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、通いサービスの提供に当たる介護従業者を2人、訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1人配置することが必要となるが、一体的に事業を行っている場合については、それぞれの事業所において、要介護の利用者と要支援の利用者とを合算し、利用者を15人とした上で、通いサービスの提供に当たる介護従業者を5人、訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1人配置することによって、双方の基準を満たすこととするという趣</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 総論</p> <p>1, 2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型サービスと指定地域密着型介護予防サービスの一体的運営等について</p> <p>指定地域密着型サービスに該当する各事業を行う者が、指定地域密着型介護予防サービスに該当する各事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型サービスの各事業と指定地域密着型介護予防サービスの各事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合については、介護予防における各基準を満たすことによって、基準を満たしているとみなすことができるとされたが、その意義は次のとおりである。</p> <p>小規模多機能型居宅介護においては、指定地域密着型サービスにおいても、指定地域密着型介護予防サービスにおいても、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯には、常勤換算方法で、介護従業者を1人以上、訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1人以上配置しなければならないとされているが、例えば、通いサービスの利用者について、要介護の利用者が11人、要支援の利用者が4人である場合、それぞれが独立して基準を満たすためには、指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、通いサービスの提供に当たる介護従業者を4人、訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1人配置することが必要となり、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、通いサービスの提供に当たる介護従業者を2人、訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1人配置することが必要となるが、一体的に事業を行っている場合については、それぞれの事業所において、要介護の利用者と要支援の利用者とを合算し、利用者を15人とした上で、通いサービスの提供に当たる介護従業者を5人、訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1人配置することによって、双方の基準を満たすこととするという趣</p>

旨である。

設備、備品についても同様であり、例えば、利用定員10人の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所においては、食堂及び機能訓練室の合計面積は10人×3㎡=30㎡を確保する必要があるが、この10人に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用者も含めてカウントすることにより、実態として、要介護者8人、要支援者2人であっても、要介護者7人、要支援者3人であっても、合計で30㎡が確保されていれば、基準を満たすこととするという趣旨である。

なお、指定地域密着型サービスと指定地域密着型介護予防サービスを同一の拠点で行う場合であっても、一体的に行わないで、完全に体制を分離して行う場合にあっては、人員についても設備、備品についてもそれぞれが独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。

第3 地域密着型サービス

一、二 (略)

三 小規模多機能型居宅介護

1 基本方針（基準第六十二条）

(1)～(3) (略)

(4) 障害者を受け入れる共生型の指定小規模多機能型居宅介護事業所は、構造改革特区として認めており、構造改革特区の申請を行い、認定を受けた上で行うことが必要となる。

なお、障害者自立支援法に基づく生活介護については、構造改革特区の評価等を経て全国展開がなされており、認定を受ける必要はない。

2 (略)

3 設備に関する基準

(1) (略)

(2) 設備及び備品等

①～③ (略)

旨である。

設備、備品についても同様であり、例えば、通いサービスの利用定員15人の指定小規模多機能型居宅介護事業所においては、居間及び食堂の合計面積は15人×3㎡=45㎡を確保する必要があるが、この15人に指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用者も含めてカウントすることにより、実態として、要介護者8人、要支援者7人であっても、要介護者10人、要支援者5人であっても、合計で45㎡が確保されていれば、基準を満たすこととするという趣旨である。

なお、指定地域密着型サービスと指定地域密着型介護予防サービスを同一の拠点で行う場合であっても、一体的に行わないで、完全に体制を分離して行う場合にあっては、人員についても設備、備品についてもそれぞれが独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。

第3 地域密着型サービス

一、二 (略)

三 小規模多機能型居宅介護

1 基本方針（基準第六十二条）

(1)～(3) (略)

(4) 障害者を受け入れる共生型の指定小規模多機能型居宅介護事業所は、構造改革特区として認めており、構造改革特区の申請を行い、認定を受けた上で行うことが必要となる。

2 (略)

3 設備に関する基準

(1) (略)

(2) 設備及び備品等

①～③ (略)

④ 指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間を指定小規模多機能型居宅介護の居間として共用することは、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間は入居者の生活空間であることから、基本的に指定小規模多機能型居宅介護の居間との共用は認められないものである。ただし、事業所が小規模である場合（指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスと指定認知症対応型共同生活介護事業所の定員の合計が15名以下である場合）などで、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間として必要なものが確保されており、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の居間として機能を十分に発揮しうる適当な広さを有している場合は、共用としても差し支えない。

また、指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を指定通所介護等の機能訓練室及び食堂として共用することは認められないが、浴室、トイレ等を共用することは差し支えない。なお、指定通所介護事業所等の浴室を活用する場合、当該指定通所介護事業所等の利用者が利用している時間帯に指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用者が利用できない取扱いとするなど画一的な取扱いは行わないこと。

⑤ (略)

4 (略)

四～六 (略)

第4 (略)

④ 指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間を指定小規模多機能型居宅介護の居間として共用することは、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間は入居者の生活空間であることから、基本的に指定小規模多機能型居宅介護の居間との共用は認められないものである。ただし、事業所が小規模である場合（指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスと指定認知症対応型共同生活介護事業所の定員の合計が15名以下である場合）などで、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間として必要なものが確保されており、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の面積基準1人当たり3㎡以上を満たす場合は、共用としても差し支えない。

また、指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を指定通所介護等の機能訓練室及び食堂として共用することは認められないが、浴室、トイレ等を共用することは差し支えない。なお、指定通所介護事業所等の浴室を活用する場合、当該指定通所介護事業所等の利用者が利用している時間帯に指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用者が利用できない取扱いとするなど画一的な取扱いは行わないこと。

⑤ (略)

4 (略)

四～六 (略)

第4 (略)

事 務 連 絡
平成 22 年 6 月 1 日

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御中
各介護保険関係団体

厚生労働省老健局振興課

「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害者自立支援法に基づく
基準該当生活介護利用者等の受け入れに関する Q & A」の送付について

今般、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）が一部改正（平成 22 年 6 月 1 日より施行）され、指定小規模多機能型居宅介護における障害者自立支援法に基づく生活介護利用者の受け入れが全国展開されたところですが、指定小規模多機能型居宅介護において基準該当生活介護の利用者等を受け入れる場合の介護報酬の算定に関して生じうる疑義及び回答についてまとめた Q & A を発出いたしますので、御了知の上、管内市（区）町村、関係団体、関係機関に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないよう願います。

**指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害者自立支援法に基づく
基準該当生活介護利用者等の受け入れに関するQ & A**

(問1)「サービス提供が過少である場合の減算」及び「事業開始時支援加算」における登録者数に、障害者自立支援法に基づく基準該当生活介護の利用者を含めるのか。

(答)

基準該当生活介護の利用者については、通いサービスを利用するために小規模多機能型居宅介護に登録を受けた者と定義されており、介護保険法における指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所の登録者とはみなされないことから、これら加算・減算の算定の基準となる登録者には含まれない。

なお、この取扱いについては、構造改革特区の認定を受けて実施される自立訓練、児童デイサービス又は短期入所の受け入れについても同様である。

(問2)市町村独自報酬において、子どもや障害児・者を受け入れ、高齢者と交流を図りながらサービス提供を行う、いわゆる共生型サービスを行うことを理由に加算を設定することは可能か。

(答)

市町村独自報酬の認定については、要件の適否について厚生労働省内に設置される市町村独自報酬検討会議の審査を経ることとされており、当該会議で適当と認められ、厚生労働大臣の認定があった場合には、こうした要件による加算を設定することは差し支えない。

なお、市区町村におかれては、子どもや障害者などの方が一緒にサービスを受けていることを理由に要介護高齢者の利用者負担が増加することについて同意を得なければならないこと等に留意の上、慎重に検討されたい。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○振替国債を取り扱う振替機関への同意等に関する省令の一部を改正する省令(財務三八)

○児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(厚生労働七五)

○排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令(環境一〇)

〔告 示〕

○消費者安全法第二十三条第二項の規定に基づき、消費者庁長官に委任された同法第二十二條第一項の規定による権限に属する事務を都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととする件(消費者庁五)

○公証人法第七條ノ二第一項の規定による指定の件(法務三〇二)

○政府短期証券及び割引短期国庫債券の取扱に関する省令第三條に規定する者を定める件の一部を改正する件(財務一八九)

○物価連動国債の取扱に関する省令第四條に規定する者を定める件の一部を改正する件(同一九〇)

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三條第一項第四号及び同條第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件(文部科学・厚生労働一)

○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件(厚生労働二二五)

○所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示(同一二六)

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件(同一二七)

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同一二八)

○肉用子牛生産安定等特別措置法施行令附則第四項の規定に基づき農林水産大臣が定める地域及び農林水産大臣が定める月齢を定める件の一部を改正する件(農林水産八三六)

○保安林の指定をする件(同一八三七)

○船舶安全法第六條ノ二の規定に基づき、事業場を製造認定事業場として認定した件(国土交通六〇三)

○船舶安全法第六條ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件(同一六〇四)

○船舶等型式承認規則第八條の規定に基づき、型式の変更を承認した件(同一〇七)

○道路に関する件(四国地方整備局五八、五九)

○道路に関する件(九州地方整備局七五、七六)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 内閣府 法務省 財務省

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

官庁事項

組換えDNA技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について(公表)(農林水産省)

指定製造事業者の指定等に関する省令に基づく細目に関する公示(経済産業省)

労働

争議行為の通知の公表について(厚生労働省)

国家試験

平成二十二年獣医師国家試験予備試験(公告)(農林水産省)

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催(四国経済産業局)

〔資料〕

閣議決定等事項

〔公 告〕

諸事項

官庁

行政手続法第十五條第三項の規定関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等、企業年金基金変更関係、会社その他

